

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X1 ほか

控訴人(一審原告) X51 ほか

参加人 関西電力株式会社

### 証拠説明書(11)

令和5年8月15日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 鈴木和孝

田原昭彦

野村昌也

寺田太郎

伊東真依

田原慎士

西村常樹

吉村征紘

古賀竜之介

濱嶠貴弘

田中優希

金友有理子

窪田公樹

酒井圭一

稻田幸恵

平野大輔

鶴園孝夫

大淺田薰

長江博

高橋潤

平林昌樹

但野悟司

宮本佳明

大城朝久

仲村淳一

後藤堯人

藤田悟郎

井 藤 志 暢  
野 澤 峻  
渡 辺 瑞 穂  
吉 田 匡 志  
田 上 雅 彦  
小 林 源 裕  
熊 谷 和 宣  
山 本 千 尋  
村 田 太 一  
鈴 木 隆 之  
假 屋 一 成  
吉 田 彩 乃  
渡 邊 桂 一  
澤 田 智 宏  
内 藤 浩 行  
世 良 田 鎮

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第322号証	大飯 3号炉及び4号炉 の設置許可基準規則等 への適合性について(設 計許可基準規則等) (抜 粋) (関西電力株式会社)	写	H29. 5	参加人が、設置許可基準規則 第 5条：津波による損傷の防止に關 して、大飯発電所 3、4号炉にお ける適合性を説明した内容
乙第323号証	断層モデルに基づく世 界の大規模地殻内地震 の巨視的断層パラメー タのスケーリング則 (佐藤智美)	写	R2. 9. 4	国内の内陸地殻内地震の地震デー タと国外の内陸地殻内地震の地震 データを区別せずに研究の対象と していること等
乙第324号証	熊本地震の分析につい て (原子力規制庁技術基 盤グループ)	写	H29. 4. 26	震源断層面積Sと地震モーメント $M_0$ に関する経験式においては、 震源断層を解析する際にあらかじ め設定（仮定）される震源断層面 積Sの設定（仮定）の仕方に起因 する不確かさ（ばらつき）が圧倒 的に大きいこと等
乙第325号証	震源過程解析のページ の見方 (気象庁ホームページ)	写	R5. 8. 14	平均すべり量Dは、震源断層の解 析において、地震モーメント $M_0$ 、 剛性率 $\mu$ 及び震源断層面積Sの値

				から、 $M_0 = \mu D S$ の関係式に基づき従属的に算出されるものであること
乙第326号証	大飯 3 号炉及び 4 号炉 重大事故等対策の有効性評価（抜粋） (関西電力株式会社)	写	H29. 5	1 次冷却材設備配置図において 1 次冷却材管は 3 箇所あるが、原子炉格納容器の破損防止対策の有効性評価における L O C A 事象（溶融炉心・コンクリート相互作用等）においては、炉心溶融、原子炉容器破損などの事象の発生時刻が早まる観点から厳しい想定となるホットレグ（高温側配管）の破断を想定していること等
乙第327号証	高浜 1 号炉及び 2 号炉 (3 号炉及び 4 号炉) 設置許可基準等への適合状況について（重大事故等対処設備）(抜粋) (関西電力株式会社)	写	H28. 4	高浜発電所 1 、 2 号炉の原子炉下部キャビティにおいては、原子炉格納容器最下階の床面と原子炉下部キャビティの床面との間にほとんど高低差はなく、事故進展の早い評価事故シーケンスにおいては、溶融炉心の落下までに溶融炉心の冷却に十分な水量を原子炉下部キャビティに蓄水できない可能性があることから、高浜発電所 1 、 2 号炉においては、原子炉格納容器破損時に必要となる水量を確実に確保できるような対策を別途講

				じる必要があつたこと等
乙第328号証	大飯 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則等へ の適合状況について(抜 粋) (関西電力株式会社)	写	H29. 5	参加人が、設置許可基準規則 9 条 1 項が要求する、本件各原子炉施 設内において溢水が発生した場合 においても安全施設の安全機能が 損なわれないようにするための溢 水防護に関する基本方針を示すに 当たり、地下水の流入による溢水 影響について想定していること等